

試験の免除を受けることができる者	免除の範囲			
	実技	学 科		
		指導方法	系基礎	専攻
ボイラー及び压力容器安全規則による特別ボイラー溶接士免許を有する者	○		○	○
建設業法施行令による建設機械施工の一級の技術検定の合格証明書を有する者			○	○
高圧ガス保安法による第一種冷凍機械責任者の免状を有する者			○	○
電気事業法施行規則による第一種ボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者			○	○
電気事業法施行規則による第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者若しくは第三種電気主任技術者の免状を有する者、昭和五十四年省令による改正前の航空機製造事業法施行規則による電気機器国家試験の合格証を有する者又はエネルギーの使用の合理化に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する者			○	○
電気事業法施行規則による第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者又は第三種電気主任技術者の免状を有する者			○	○
電気工事士法による第一種電気工事士の免状を有する者	○ (電気工事)			
電気事業法施行規則による第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者若しくは第三種電気主任技術者の免状を有する者又はエネルギーの使用の合理化に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する者			○	○
電波法による第一級陸上無線技術士の免許を有する者	○		○	○
昭和四十八年省令による改正前の航空機製造事業法施行規則による電子機器国家試験の合格証を有する者			○	○
自動車整備士技能検定規則による一級大型自動車整備士、一級小型自動車整備士、一級二輪自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士若しくは二級二輪自動車整備士、平成十二年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による一級四輪自動車整備士又は昭和五十三年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による二級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	○		○	○
自動車整備士技能検定規則による一級大型自動車整備士、一級小型自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士若しくは二級ジーゼル自動車整備士、平成十二年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による一級四輪自動車整備士又は昭和五十三年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による二級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	自動車整備 (内燃機関を除く)		○	車枠及び 車体整備 法を除く
自動車整備士技能検定規則による自動車車体整備士の技能検定の合格証書を有する者	○		○	○
航空機製造事業法施行規則による航空機国家試験の合格証を有する者			○	○
航空機製造事業法施行規則による航空機国家試験合格証を有する者			○	○
航空法による一等航空整備士若しくは二等航空整備士又は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者	○		○	○
建築士法による一級建築士の免許を有する者			○	○
エネルギーの使用の合理化に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する者			○	○
測量法による測量士の試験の合格証書を有する者	○		○	○
ボイラー及び压力容器安全規則による特級ボイラー技士の免許を有する者又は電気事業法施行規則によるボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	○		○	○
エネルギーの使用の合理化に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する者			○	○
電波法による第一級総合無線通信士の免許を有する者	○		○	○
医師法による医師国家試験、歯科医師法による歯科医師国家試験又は獣医師法による獣医師国家試験の合格証書を有する者	○		○	○
臨床検査技師等に関する法律による臨床検査技師の免許を有する者			○	○
公認会計士法による公認会計士試験の短答式による試験若しくは論文式による試験、平成十五年法律による改正前の公認会計士法による公認会計士試験の第二次試験若しくは第三次試験又は税理士法による税理士試験に合格したことを証する書面を有する者	○		○	○
商工会議所法に基づいて商工会議所が行う簿記に関する一級の技能の検定の合格証明書を有する者	○ (簿記のみ)			○ (簿記のみ)
商工会議所法に基づいて商工会議所が行う和裁に関する一級又は二級の技能の検定の合格証書を有する者	○			
情報処理の促進に関する法律施行規則によるシステムアーキテクト試験若しくはシステム監査技術者試験、平成二十八年省令による改正前の情報処理技術者試験規則によるシステムアーキテクト試験若しくはシステム監査技術者試験、平成二十一年省令による改正前の情報処理技術者試験規則によるアプリケーションエンジニア試験若しくはシステム監査技術者試験、平成十九年省令による改正前の情報処理技術者試験規則によるアプリケーションエンジニア試験若しくはシステム監査技術者試験、平成十二年省令による改正前の情報処理技術者試験規則によるシステム監査技術者試験若しくはアプリケーションエンジニア試験又は平成六年省令による改正前の情報処理技術者試験規則による情報処理システム監査技術者試験若しくは特種情報処理技術者試験の合格証書を有する者			○	○
建築物における衛生的環境の確保に関する法律による建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者			○	○

注) ○印は免除される範囲を示します。